

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年3月26日
【会社名】	リスクモンスター株式会社
【英訳名】	Riskmonster.com
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤本 太一
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番5号 R M Gビル
【電話番号】	03 - 6214 - 0331
【事務連絡者氏名】	財務経理部部长 吉田 麻紀
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋二丁目16番5号 R M Gビル
【電話番号】	03 - 6214 - 0331
【事務連絡者氏名】	財務経理部部长 吉田 麻紀
【縦覧に供する場所】	リスクモンスター株式会社大阪支社 (大阪市中央区本町二丁目6番8号) リスクモンスター株式会社名古屋営業所 (名古屋市中村区名駅三丁目28番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該事象の発生年月日
2025年3月26日

2. 当該事象の内容及び当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(1) 特別損失（訴訟関連損失）の戻入

株式会社東京商工リサーチが当社を被告として東京地方裁判所に訴訟を提起した件につきまして、当社は2024年9月2日（判決正本送達日：2024年9月4日）に第一審判決を受け、2025年3月期第3四半期連結累計期間において第一審判決額等将来発生する可能性のある損失見込額等1,258百万円を特別損失（訴訟関連損失）として計上しております。

当社は、当該判決の一部を不服として東京高等裁判所に控訴し、株式会社東京商工リサーチからも附帯控訴を提起されておりましたが、2025年3月26日付「訴訟の結果に関するお知らせ」のとおり、東京高等裁判所から民事調停法17条による調停に代わる決定を受けて、早期解決のために解決金として、株式会社東京商工リサーチに1億円を支払うこと等により、本件に関する紛争の一切を終局的に解決するという和解が成立いたしました。それに伴い、訴訟関連損失から解決金及び弁護士費用等の見込み額124百万円を控除した額である1,134百万円の訴訟関連損失の戻入が発生いたしました。その結果、2025年3月期通期では訴訟関連損失として124百万円を計上する予定です。

(2) 特別損失（固定資産除却損）及び法人税等調整額（益）の計上

当社で使用している固定資産のうち、今後の使用見込みがなくなったネットワーク機器類、ソフトウェア及びコンテンツ資産を除却することに伴い、特別損失として固定資産除却損246百万円を計上いたします。これに伴い、法人税等調整額（益）69百万円を計上いたします。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

2025年3月期の連結決算及び個別決算において、訴訟関連損失124百万円、固定資産除却損246百万円及び法人税等調整額（益）69百万円を計上する予定です。

以上